

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の御案内

当校は令和7年4月1日より雇用保険法第60条の2に規定する専門実践教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定講座を運営する教育訓練施設となりました。

●専門実践教育訓練給付制度とは

専門実践教育訓練給付金制度は、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者だった離職者が厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を自己負担で受講した際に教育訓練にかかった費用の一部についてハローワークから給付金の支給を受けることができる制度です。

●支給の対象となる方

受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回の場合は2年以上）の雇用保険被保険者期間を有していること。※現在離職中の方は離職後1年以内での入学が条件となります。

●給付金の申請先・申込期限等

お住まいの地域の管轄ハローワークに申請及びご相談ください。

●お問い合わせ先

制度の詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。お住まいの地域の管轄ハローワーク窓口にお問い合わせください。

| 講座名 | 受講開始日 | 受講修了予定日 | 教育訓練講座 指定番号 |
|----------|-------|------------|-------------------|
| 看護学科3年課程 | 入学式当日 | 修業年限の3月31日 | 2612009-2510011-2 |